

令和7年度PPAによる事業所向け 自家消費型太陽光発電設備導入 事業補助金

<補助金の概要>

再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消を推進するとともに、停電時における地域の防災機能の強化を図るため、需要家の事業所に太陽光発電設備を設置するPPA事業者等を対象に、設備の設置に要した費用の一部を補助します。

<問合せ先>

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2053
FAX 076-443-2122
MAIL kankyousei-01(at)city.toyama.lg.jp
※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



(市ホームページ)

令和5年4月、本市の脱炭素化に向けた計画が
環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
(重点対策加速化事業)」に採択されました。
本補助金は、この交付金を活用し実施するものです。



1 補助金の額

・事業所向け PPA(中小企業者等)

補助対象設備	補助額(上限額)	補助上限額	残予算額
太陽光発電設備	太陽電池出力(※)1kW あたり5万円	1,500 万円	4,000 万円

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらか低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値

2 留意点

補助金を受けようとする方は、次の点に留意し、申請にあたっては、この手引きのほか補助金交付要綱をあわせてご確認ください。なお、国・県を問わず、他の補助金との併用（重複しての交付）はできません。

令和8年2月13日（金）までに事業を完了し、実績報告書を提出できる事業が対象となります。

なお、補助金の交付の決定については、期日までに提出された申請のうち、予算の範囲内において、太陽光発電設備の太陽電池出力（※）の高い申請から順に行います。詳細は、p 12 「Q & A」 Q 1 – 5 で整理していますので、ご一読ください。

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらか低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値

【需要家・PPA事業者共通の要件】

- (1) 市内に1年以上事業所又は事務所を有すること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

【補助対象事業の要件】

- (1) 需要家が中小企業者等であること。（※）
- (2) 需要家が市が実施する「チームとやまし」に登録していること。
- (3) 太陽光発電設備で発電する電力量のうち、少なくとも50%が需要家の事業所内で消費されること。
- (4) 太陽光発電設備の設置工事に着手していないこと。
- (5) 太陽光発電設備が、商用化され、導入実績があるものであって、新古品及び中古品でないこと。

(6) 太陽光発電設備に付帯して発電電力量及び電気使用量が確認できる計測機器を設置すること。

(7) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(ア)に掲げる交付要件を満たすこと。(後述)

(※)中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者を指します。

中小企業者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 <u>(注1)</u>
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体 <u>(注2)</u>
NPO法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
医療法人	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
学校法人等	公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
公益法人等	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
協同組合等	特別法の規定に基づき設立された協同組合等 <u>(注3)</u>
個人事業主	青色申告を行っている個人事業主 <u>(注4)</u>
その他	市長が適当であると認めるもの

(注1)「中小企業者」に該当する者(中小企業基本法第2条関係)は、次のとおりです。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	従業員数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種(②~④を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(飲食業を除く。個人事業主である開業医を含む。)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下

(注2)「中小企業団体」に該当する者は、次のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(注3)「協同組合等」に該当する場合は、交付申請時に許可証を提出してください。

(注4)「個人事業主」に該当する場合は、申請時に青色申告者であることを証明する書類を提出してください。申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

①申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)

パソコン・スマートフォンから e-Tax を利用して PDF ファイルを無料で取得することができます。申請書等情報取得サービスについての詳細は、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>) でご確認ください。

②保有個人情報の開示請求による申告書等の写しの取得

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます(写しの交付の場合は1か月程度かかります)。手数料は 300 円(オンライン申請の場合は 200 円)です。

【補助対象経費】

- (1) 太陽光発電設備の設置工事に係る経費であること。
- (2) 他の同種の補助金の交付を重複して受けるものでないこと。
- (3) 国実施要領別表第1に掲げる費目又は細分であること。

〈地域脱炭素移行・再エネ交付金 実施要領 別表第1〉

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料)、③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労

			務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
(間接工事費)	共通仮設費		事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費		事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費		事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運

			搬、調整、据付け 等に要する経費を いう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。3PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

3 申請・実績報告の手続き

ア)申請期間

令和7年5月9日(金)9:00から令和7年5月30日(金)12:00まで

- ・交付の決定は、期日までに提出された申請のうち太陽光発電設備の太陽電池出力の高い申請から順に行います。
- ・「交付決定通知書」の受領後、契約・着工が可能となります。やむを得ない理由により、交付申請日から交付決定日までの間に事業に着手する必要がある場合には、交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届を提出してください。
- ・交付決定額が予算額に満たない場合、再度募集を実施する可能性があります

イ)申請方法

原則、オンライン申請です。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

ー申請フォームはこちらー

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/dcGO1a3K>



<オンラインでの申請が困難な場合は、持参又は郵送での提出も可能です>

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(西館7階)

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出期限 オンライン・持参・郵送問わず、令和7年5月30日(金)12:00 **必着**

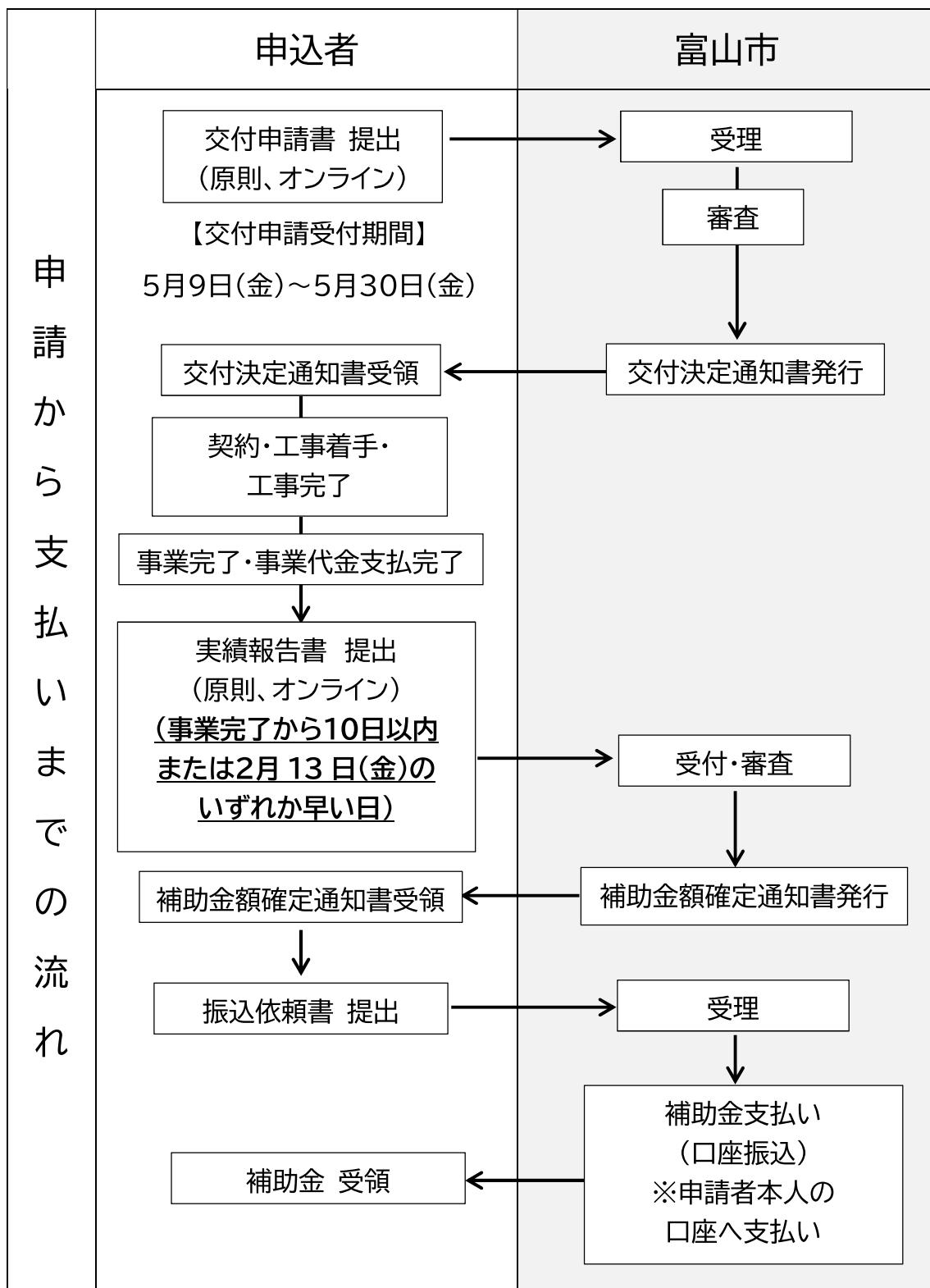
ウ)申請時の提出書類

- ・ PPAによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付申請書
(様式第1号)

【添付書類】

- (1) 太陽電池モジュールのメーカー、型式、公称最大出力が確認できる書類
- (2) パワーコンディショナーのメーカー、型式、定格出力が確認できる書類
- (3) 太陽光発電設備の設置工事に係る費用の見積書
- (4) 太陽光発電設備の年間発電想定量及び事業所の年間自家消費想定量の明細が確認できる書類
- (5) 補助事業者及び需要家が市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 補助事業者及び需要家の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る。）
- (7) 太陽光発電設備設置場所の現況が確認できる写真
- (8) 設置場所及び付近の見取り図
- (9) 需要家が国実施要領別紙2の2. ア(ア)に掲げる交付要件に同意していることが分かる書類
- (10) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

工)申込から補助金交付までの流れ



才)実績報告の方法

原則、オンラインでの報告となります。

下記の URL または二次元コードから報告フォームへアクセスしてください。

—報告フォームはこちら—

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/6ltxvsun>



<オンラインでの報告が困難な場合は、持参又は郵送での提出も可能です>

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(富山市役所西館7階)

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出期限 事業完了から10日以内または令和8年2月 13 日(金)のいずれか早い日

ただし、オンライン・持参・郵送問わず、令和8年2月13日 17:15必着

力)実績報告時の提出書類

- (1)PPAによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付実績報告書
(様式第3号)
- (2)領収書その他の補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3)太陽光発電設備から事業所への電力受給にかかる契約(以下、「PPA契約」という。)の締結を証する書類の写し
- (4)補助事業者と需要家のPPA契約に基づく料金から補助金額相当の額が控除されることが確認できる書類
- (5)補助事業に係る設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年大蔵省令第15号)に規定する法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (6)北陸電力送配電株式会社の接続検討回答書(有効なものに限る。)又は連系開始のお知らせの写し
- (7)太陽光発電設備の設置状況のわかる写真
- (8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 補助対象事業の要件

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)

2. 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備(自家消費型) 抜粋

交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。
	b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

- c 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置し

た旨を記載したもの) を掲示すること。

(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徵収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

(k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

- g 次の (a) ~ (b) のいずれかを満たすこと
- (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。
- (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
- h ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。
- i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業））」を参考にすること。

【注意】

※最大出力については、太陽光モジュールとパワーコンディショナーの「低いほうの数値」(kW単位で小数点以下切捨て)を採用してください。

「チームとやまし」の登録について

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

「チームとやまし」のホームページ (<https://www.team-toyama.jp/>) から登録してください。

チームとやまし HP はこちら→



Q&A

1 補助金の申請に関すること

Q1-1

- ・申請の期限はいつまでですか？

○本手引き6ページをご参照ください。

Q1-2

- ・他の補助金と併用しても良いですか？

○他の補助金との併用はできません。

○二重交付が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

Q1-3

- ・申請は、オンラインで申請することとなっていますが、紙で申請することはできますか？

○原則、オンライン申請としていますが、オンラインでの申請が困難な場合は、持参又は郵送による申請も受け付けます。この場合も提出期限内(P6参照)に必着となります。

Q1-4

- ・すでに契約(着工)している場合は対象にならないのですか？
- ・契約(着工)は、どの時点から可能になりますか？

○すでに契約(着工)している事業は、**対象外**となります。

○契約(着工)が可能となるのは、申請書提出後、市の交付決定通知日以降となります。

Q1-5

交付決定は先着順ですか？

○補助金の交付の決定については、予算の範囲内において、太陽電池出力(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらか低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値)の高い申請から順に行います。そのため、予算に充足するまで交付の決定を行った場合、交付申請額よりも交付決定額が低くなることがあります。当該交付決定額では事業の実施ができない場合は、速やかに下記の文案を参考に交付申請の取下げを行ってください。(様式は任意です。)

~~~~~以下、文案~~~~~

令和〇年度P P Aによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金  
交付申請書（様式第1号）の取下書

令和〇年〇月●●日

(宛先) 富山市長

(申請者) 住所 〒

法人名  
代表者氏名  
電話番号  
担当者職氏名

記

令和 年 月 日付富山市指令環政第 号で交付決定のあったP P Aによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金について、交付決定の額による事業実施は困難なため、富山市補助等交付規則第7条第1項の規定に基づき、申請を取り下げます。

(以上)

~~~~~

Q1-6

- ・交付決定通知書はいつ届きますか？

○交付決定通知書の発送は申請期限終了後、2週間程度を想定しています。ただし、他のPPA事業者から交付申請の取下げがあった場合はこの限りではありません。

Q1-7

- ・予算額を教えてください。

○45,000千円です。

Q1-8

- ・補助金の交付を受けられない場合がありますか？

○申請内容の審査の結果、補助要件を満たしていない場合には、補助金の交付を受けることができません。申請前に、補助要件等について、交付要綱や本手引き等をご一読ください。

○予算の範囲内において、太陽光発電設備の太陽電池出力(※)の高い申請から順に交付を行います。そのため、同一の申請期間に太陽電池出力の高い申請が集中した場合、交付を受けられない可能性があります。

Q1-9

- ・交付決定通知書が届いた後は、どのような手続きが必要になりますか？

○本手引きに手続きの流れを記載していますので、ご確認ください。

○事業完了後、補助金を受け取るために、実績報告書の提出が必要です。

○交付申請書及び実績報告書に必要となる添付書類につきましては、各様式に記載していますので、ご確認ください。交付申請書及び実績報告書の様式データは、市ホームページ(本補助金のページ)からダウンロードできます。

Q1-10

- ・導入実績のないもの(試作品等)は、補助対象となりますか？

○商用化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや、導入実績のないものは、補助対象になりません。

2 中小企業者等(需要家)の方へ

Q2-1

普段使用していない事業所は補助対象になりますか？

○市内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等が需要家である必要があります。生産もしくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物以外については補助対象の施設となりえません。

Q2-2

設備を増設する場合は補助対象になりますか？

○対象となります。

○なお、設備の更新については、補助対象外です。

3 対象設備に関すること

Q3-1

・FIT制度(固定価格買取制度)による売電をしても良いですか？

○本補助金は、発電した電力の自家消費を推進することを目的としているため、FIT制度による売電は出来ません。

○日中に消費しきれなかった余剰電力を売電することは可能です。

Q3-2

・自家消費率が50%以上とはどういうことですか？

○「年間自家消費想定量／年間発電想定量＝50%以上」となることを補助要件としてい

ます。想定される自家消費率については、工事請負事業者等にお問い合わせいただくなどし、計算してください。

Q3-3

- ・カーポートへの太陽光発電設備の設置(ソーラーカーポートの設置)は、補助対象になりますか？

○ガレージやカーポート(物置や車庫)等の屋根上に太陽光パネルを設置する場合は、補助対象となります。ただし、カーポート本体及びカーポートの設置に要する経費は補助対象外となります。

Q3-4

- 太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？

○太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)、設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)など太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。

○工事請負契約書(売買契約書)で値引きがあった場合、申請書等には、値引き後の価格(実際の支払価格)を記入してください。

※支払価格が、補助金額を下回る場合は、対象となりません。新築住宅等で、太陽光発電設備の設置に要する経費全額が値引きされるものは、対象とはなりません。

Q3-5

- 申請する補助対象経費について、太陽光パネルやパワーコンディショナーの設備購入費のみを計上してもよいですか？

○工事費を除く、設備購入費のみを補助対象経費とした申請は認められません。原則として、工事費を含めた補助対象設備の設置に要する(補助対象外経費除く)経費を計上していただく必要があります。

4 実績報告に関すること

Q4-1

- ・実績報告期限はいつまでですか？

○令和8年2月13日(金)17:15までです。ただし、事業完了から10日以内または2月13日(金)のいざれか早い日に提出する必要があります。

Q4-2

- ・「事業完了」とは、何を指しますか？

○請負事業者への支払いが完了した日(領収書発行日)か、送配電網へ系統連系した日(北陸電力送配電株式会社の発行する「連系開始のお知らせ」に記載の連系開始日)のいざれか遅い日を指します。

その他の注意事項

- (1) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 提出書類は、誤りや要件に適合するかよく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられることによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 以下の場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱に違反した場合
- (5) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、表紙に記載の問合せ先へお問合せください。